

## 市議会における一般質問の取り扱いについて

市議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を推進する観点から、令和2年志木市議会3月定例会会期中における一般質問の取り扱いについて下記のとおり決定しましたので、報告いたします。

### 1 変更点

令和2年志木市議会3月定例会会期中の一般質問（3月4日（水）～6日（金））の日程を休会とし、閉会日（3月11日（水））に質問項目等を縮小して実施することにいたしました。

### 2 変更理由等

市においては健康福祉部、教育委員会をはじめ、多くの部署において、新型コロナウイルス感染防止のための措置を講じ、対策活動を実施しているところであり、志木市議会としても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、一般質問を閉会日に日程変更し、質問者と質問項目を縮小して実施することといたしました。

一般質問の通告については、各議員から執行部に対し、すでに通告をしたところですが、執行部の感染拡大防止対策を優先するとともに、議場という同じ空間に長時間いることによる傍聴者を含む関係者への感染拡大リスクに対し、あらかじめ備える観点から、3月2日（月）の議会運営委員会において決定しました。

### 3 その他

閉会日は3月11日（水）午前10時からとし、一般質問（通告議員の中からの希望者とし、一人30分以内で質問と答弁を行う。）終了後、各常任委員会における審査結果の報告及び議案の採決は、予定どおり実施することといたしました。

記 者 発 表 資 料

令和2年3月3日

議会事務局

担 当 者／次長 大熊 克之

電話番号／048-473-1111

内線2801

志 木 市